

目には青葉、山時鳥、初鰹 江戸時代の俳人山口素堂の句ですが、今の季節にぴったりの言葉です。四季折々の色があり、旬の食べ物があり、日本に生まれ育った事を感謝しなければなりません。そんな四季も豊かな自然があつてのこと、環境が破壊され豊かな自然がなくなりつつある今、この句は死語となるのでしょうか。せめて孫子の代ぐらいまでは、今の環境や豊かな自然を残してあげるのが我々のつとめではないでしょうか。さて環境問題といえば、今年10月から七都府市で施行されるディーゼル車運行禁止条例についてくどいようですが、新しい情報も含め再度ご紹介したいと思います。

七都府市ディーゼル車運行禁止条例の話

新車登録から7年経過しているディーゼル車は、今年10月から東京都(島嶼を除く)・埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市を走行することが出来なくなります。乗用車・特殊車両は対象外です。ナンバープレートの分類番号0・3・5・7・9は対象外です。ラフタークレーン車は9ナンバーですので対象外です。各都府市とも違反した場合50万以下の罰金となっています。又トラックなどの場合荷主にも名前の公表など罰則が設けられています。今年10月に対象となる車は初度登録平成8年以前の車です。新車登録から7年の猶予期間が設けられていますので、10月時点では対象でなくとも猶予期間が過ぎれば対象となります。車検証の初度登録を再度確認してください。

平成8年以前の車を七都府市で使用したい場合はどうしたらいいのか・・・。

答えはPM低減装置を取付することです。低減装置は大きく分類すると2種類あります。一つはDPFタイプです。車検時の規制で平成元年規制に適合している車に取付するもので、車検の型式欄にK・N・P・S・U・W-と記載されている車両に取付する装置です。(記号が無い場合も含む) PMを60%~70%低減しなければ条例の規制値に適合しない為、装置は大きく、装置の価格は高額となります。もう一つは酸化触媒タイプです。車検時の規制で平成5・6年規制に適合している車に取付する装置で車検証の型式欄にKA・KB・KC-と記載されている車に取付する装置です。DPF装置に比べると小さく、価格は安くなっています。車の型式にあったどちらかの装置を取付すれば、10月以降も七都府市で運行可能となります。装置を取付して運行可能となった車には右下のステッカーが貼られています。又左下の写真は当社でDPFタイプの装置を高所作業車に取付したものです。



七都府市ではPM低減装置の取付に際し補助金を交付しています。各都府市にお問い合わせください。
いずれにしても初度登録平成8年以前の貨物自動車・乗合自動車・特種用途自動車は今年10月からPM低減装置を取付しなければ、七都府市を走行できません。

NEW 東京都では、今年10月から開始するディーゼル車運行禁止条例にさきがけ、違反ディーゼル車一掃作戦を展開しています。その一つとして今年4月以降、東京都が発注する工事にディーゼル規制に適合する自動車を使用するよう取り組んでいます。平成8年以前の車で右上のステッカーが貼られていないと工事現場での使用を禁止されることがあるかもしれません。ご注意ください。

国際サービスシステムでは、PM低減装置の取付・販売を行っております。是非ご用命ください。
PM低減装置の取付に際して注意事項があります。PM低減装置を取付しても特定地域内で車検がとれなくなるNOX・PM法には適合しません。NOX・PM法の使用期限を確認した上、PM低減装置の取付を決定してください。NOX・PM法の使用期限が不明な場合国際サービスにお問い合わせください。

ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。